

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称：一級河川 寝屋川導水路 太間排水機場 主ポンプ設備改修工事

1. 随意契約理由

太間排水機場は寝屋川流域の浸水被害を防ぐため、洪水時に強制排水を行う施設であり、水防時における確実な稼動及び機能保持に万全を期す必要がある。

本工事は、太間排水機場の主ポンプ設備について、長寿命化計画に基づき、分解整備などの改修工事を行うものである。また、この主ポンプ設備は、本機場向け特注製作の機器であり、製作者固有又は独自に開発した技術等が採用されていることから、工事を実施できる業者は、本設備の製作会社である株式会社電業社機械製作所が唯一である。

よって、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格以下であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきであるが、上記理由から同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積書の徴取を省略する。